脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.83

脱施設化に関するガイドライン

国連人権センター宛て提出文書

**障害女性ネットワーク（NWD）、ナイジェリア**

2022年6月

**Guidelines on Deinstitutionalization**

**A Paper Submitted to the United Nations Centre for Human Rights**

**Network of Women with Disabilities (NWD), Nigeria**

**June 2022**

**要旨**

国連は、世界のあらゆる地域で、すべての障害のある人のための公平、公正、平等な社会の確保を強く望んでいます。このような観点から、この国際機関は、すべての障害のある人の自立、解放、自由、エンパワーメントを導く規定をまとめました。

その結果、この国際機関とその条約の締約国は、この組織の規範と原則を尊重し、遵守することを最大の義務としています。ナイジェリアもその例外ではありません。

このような状況を踏まえ、ナイジェリアの障害女性ネットワーク（NWD）は、障害のある人の継続的なエンパワーメントと前向きな成長を主張し、強く擁護する態勢にあります。これはすべての障害のある人の生活に影響を与え、その人の価値にふさわしい高みへと高揚し育つことを保障する、強固で価値ある法律の制定を通して行われるものです。

**国連障害者権利条約（UNCRPD）の2022年の協議プロセスを補足する発言**

条約の遵守！

国際連合機構は、すべての障害のある人が、国際団体と国際的司法制度の範囲内で、平等とその権利への自由なアクセスを享受できるための規定と独自のニーズをよく認識し、尊重します。このような前提のもと、この国際機関は、国連児童緊急基金（UNICEF）（訳注　現在の名称は国連児童基金United Nations Children's Fundで略称はUNICEFのまま）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国際労働機関（ILO）などのさまざまな機関に、障害のある人のニーズを把握するよう大胆かつ賢明な指示を出しました。

障害者権利条約第19条は、障害のある人が社会正義(social justice)にアクセスし、自立して生活するニーズをふまえて、特に「障害または障害に関連する要因のために、一時的に収入を失い、または減少し、雇用機会を奪われ、または永久障害を有する障害のある人に対して適切な所得支援を行うことの重要性」を強調しています。（訳注　条約第１９条には所得支援についての言及はない。所得支援についてはガイドライン（案および最終版）の「E．所得支援」にあるが、文章は異なる。ナイジェリアの解説本などと混同している可能性もあるが、不明である。）このような支援は、尊厳ある方法で提供されるべきであり、障害に関連している場合が多い支援及びその他の費用に対する特別なニーズを反映したものでなければなりません。

さらに、第19条の主要な規定を参照して、「提供される支援は、家族およびその他のインフォーマルな介護者を対象に含むべきである」と、それは述べています。（訳注　「それ」はどの文書を指すのか不明。脱施設化ガイドライン案にも該当する文は見られない。）脚注17障害のある人の施設収容は、他の理由により必要とされる場合を除き、条約第6条及び第7条が要求する障害のある人の仕事の確保を支援するための、社会保障及び所得支援の権利、並びにリハビリテーション及び雇用支援の適切な代替策とみなすことはできません。（訳注　脚注17がどの文書のものか不明。障害者権利条約第6条、7条には仕事に関する規定はなく、ここでの条約は社会権規約を意味するものと思われる。）

また、組織、政府機関、企業体は、周到に、積極的に、障害のある人の雇用のニーズをより真剣に受け止めることが得策です。このような大胆な取り組みとして、ナイジェリア連邦政府は、ナイジェリアの職業紹介所による雇用への5％のアクセスを提唱するという決定をしました。しかし、現時点での問題は、ナイジェリア政府はこの大言壮語した決定を、ナイジェリアの政治において障害のある人の正義、公正、公平を確保するために、その実行で裏付けるかどうかです。ナイジェリア障害女性ネットワーク（NDW）は、政府がその言葉を守るよう、強力なロビー活動を展開しなければならないと考えています。これはナイジェリアだけでなく、障害のある人が社会正義、社会的アメニティの分配における公平性、全面的な雇用機会に対する不可侵の権利を明白に否定されている他の地域でも同じです。

今後、第19条の重要な規定をよく参照しながら、ナイジェリアNDWは、自立して生活し、地域社会に包摂されることが、どこに居住しているかにかかわらず、障害のある人の重要なニーズであるという事実を認識してゆきます。さらに、この条文は、障害のある人が自立して生活し、地域社会に参加する権利を認めています。したがって、条文は、締約国が以下の事項を報告すべきことを強調しました。1 必要とする人に対するパーソナルアシスタントの提供を含む、利用可能な自立生活支援の存在。2障害のある人が地域社会で生活することを可能にする在宅支援サービスの存在。3 障害の形態を考慮した共同住宅や保護住居など、生活環境のための居住サービスの存在と選択肢の幅。4 一般住民に提供される地域社会のサービスや施設への障害のある人のアクセシビリティの度合い。

なお第19条は、自由への権利を、障害のある人が地域社会に住み、地域社会の一員となる権利と同等であるとしています。これは、障害のある人のための施設型の支援居住の禁止として機能し、地域に根ざした生活の選択肢への国家投資を必要とします。

このように、障害のある人が居住の過程において、質的・量的なまともな待遇を受ける権利を与えられるという基本的な声明に従えば、施設収容（訳注　脱施設化と書かれていたが、文脈から明らかに誤りと思われたので修正した）がなくなり、社会の構成員が生活の中で政府の影響力を感じられるような、まともな住宅施設の本格的な提供に取って代わることは好都合です。彼らは、その高い目標の実現には障壁があったとしても、それぞれの国の市民として最大の満足を楽しむことが期待されます。国連が宣言した「すべての人にまともな住宅を」は、すべての障害のある人に適用されるべきものです。その際、身体障害者のために建物にスロープを設置し、移動能力を高め、あらゆるタイプの建築物への妨げのないアクセスを可能にすることを最大限に考慮するべきです。

特にナイジェリア、そして他のアフリカ諸国全般において、障害のある人のための「社会保障」制度を確保し、定着させるという決意に基づき、「保護する義務を果たすためには、社会保障を受ける権利の享受をいかなる形でも第三者が妨害することを締約国が阻止する必要がある」ことを確実に実現しなければなりません。第三者には、個人、集団、企業及びその他の団体並びにそれらの権限に基づいて行動する代理人が含まれます。この義務には、特に、次のことをやめさせる、必要かつ有効な立法およびその他の措置を採用することが含まれます。① 第三者が、自己または他者によって運営される社会保障制度への平等なアクセスを拒否し、不合理な資格条件を課すこと。② 社会保障の権利に合致する社会保障のための自助努力または慣習的もしくは伝統的取り決めを、恣意的または不合理に妨げること。③ 従業員またはその他の受益者の社会保障制度に法的に必要な保険料拠出を行わないこと。

上記の結果、米国や他の地域で行われているような社会保障制度の導入の必要性という点で、「ナイジェリアはどこへ行くのか」ということが重要な問いかけとなります。ナイジェリアNDWは、社会保障を障害のある人（特に失業者）や高齢者の標準要件としてグローバル化すべきだという前提に立っています。そうすることで、彼らのケア、安全、福祉が確保され、最終的に保証されることになります。効果的な政策は、障害のある人の生活を前に進めるための弾みをつけるものでなければなりません。

障害のある人の安全確保の領域では、UNCRPDの規定を参照して、第14条が、他の基本的な指針とともに、「委員会は、締約国に対し、自由を奪われた障害のある人の安全および個人のインテグリテイを保護することを求めており、これには、隔離および医療施設における身体的拘束、化学的拘束および機械的拘束を含む様々な拘束の使用を排除することが含まれる。」としました。委員会は、これらの慣行が、条約第15条に基づく障害のある人に対する拷問その他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いおよび刑罰の禁止に合致しないと見ています。

したがって、上記に基づき、ナイジェリアNDWは、すべての障害のある人、特に最も弱い立場の人々の完全な解放と自由を擁護する態勢をとっています。例えば、知的障害者、知的障害女性、自閉症スペクトラム障害者（ASD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）などです。NDWは、ナイジェリアの法律とUNCRPDの条項の中で、彼らの自由、福祉、幸福、安全の尊重を支持する戦略的な立場に立ちます。

障害者差別撤廃の原則を標準的かつ明確に主張するためには、第14条の基本規定を利用する必要があります。締約国報告のすべてのレビューを通じて、委員会は、自分自身または他人に対する危険の認識に基づいて障害のある人の拘留を許可することは、第14条に反することを明確にしています。リスクや危険性、ケアや治療の必要性の主張、または機能障害や健康状態の診断と結びついたその他の理由に基づく障害のある人の強制的な拘留は、解放への権利に反し、恣意的な自由剥奪に相当します。したがって、上記の原則は、NDWが障害のある人や女性の権利の尊重を提唱することの正しさを裏付けるものです。私たちの組織は、広範な権利擁護が、障害のある人の自由、解放、実行可能な法律の発布を促進し、彼らの生活を保障し、個人の自立を促進するための真の源であると信じています。

条約第3条(a)に規定される自己選択の自由には、他者と対等にリスクを負い、過ちを犯す自由が含まれます。委員会は、一般的意見第1号において、医療及び精神科治療に関する決定は、本人の自律性、意志及び選好の決定に基づかなければならないと述べています。障害のある人の法的能力を奪う、精神医療機関における機能障害や健康状態に基づく自由の剥奪も、条約第12条の違反に該当します。

世界的に障害のある人の権利を保護しているこの極めて重要な文書の第19条と第14条の分析評価から、障害のある人のコミュニティのすべての利害関係者がこれらの条項と一致する必要があることを強調してもよいでしょう。政策の計画、政策の実施、政策の方向性においてパラダイムシフトが必要です。

世界中の障害のある人の独立、自由、安全に関する条約の条項の締約国は、障害のある人がどこにいても、障害のある人の最善の利益のために実行可能で効率的な政策を確立するための統一的な努力を確保するために、積極的かつ実用的でなければなりません。

結論として、以下を提案します。

＊　世界中のすべての障害のある人の解放と自由を促進するために、統一された協調的な努力によって、強固な法律を制定すること。

＊　すべての障害のある人があらゆる差別から保護され、安心できるよう、社会保障制度を整備、促進すること。

＊　すべての障害のある人に完全な雇用機会が保障され、移動が困難な障害のある人には移動の機会が保障され、環境へのアクセスが保障されること。

＊　すべての障害のある人に対して、あらゆるレベルで、完全な包摂が保障されること。そしてこれが法制化されること。

＊　国連機関は、社会のあらゆる階層において、これらの法律の遵守と完全な実施を確保すること。

ありがとうございました。

参考資料

国連障害者権利条約第19条

国連障害者権利条約第14条

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）